

平成 23 年度 環境教育等推進専門家会議（第 3 回） 議事概要

【日時】平成 24 年 2 月 13 日（月）14:00～17:00

【場所】経済産業省別館 11 階 1111 会議室

【出席者】岡島 成行（日本環境教育フォーラム理事）

川嶋 直（財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー）

神部 純一（滋賀大学 生涯学習教育研究センター）

倉島 茂見（静岡県袋井市立袋井南中学校教頭）

小澤紀美子（東京学芸大学名誉教授）

末吉 潤一（東京都江戸川区立西小岩小学校長）

津田 祥子（(社)未踏科学技術協会事務局長）

長谷川公一（東北大学大学院文学研究科教授、地球温暖化防止全国ネット理事長）

藤村 コノエ（環境文明 21 共同代表）

新木 聡（文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課 社会教育官）

坂下 裕一（文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 子育て支援指導官）

日置 光久（文部科学省 初等中等教育局 視学官）

美濃 亮（文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 課長補佐）

鈴木 慰人（文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導調査官）

加茂下祐子（文部科学省 大臣官房国際課 国際統括官付ユネスコ第 2 係長）

高見 英樹（文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課 課長補佐）

穴澤 忠弘（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課 事業係長）

赤坂 英則（農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村政策推進室 企画第 2 係長）

藤村 武（林野庁 森林整備部 計画課 課長補佐）

遠藤 豊（経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室 企画係長）

酒井 彩香（国土交通省 総合政策局 環境政策課 係員）

河本 晃利（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 室長）

井上 直己（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）

増井 久輝（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）

馬場 友望（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室 係員）

【概要】

冒頭において、小澤座長より、本会議では、前半は学校教育について、後半は主務省令・基本方針、アンケート実施結果について、議論することを確認。

●学校教育

文部科学省の美濃教育課程課課長補佐、坂下幼児教育課子育て支援指導官、新木男女共同参画学習課社会教育官より、それぞれ本日の配布資料(学校教育部分)について説明。

小澤： 文科省の各担当の方からご説明を頂きましたが、ただいまのご説明に対して何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

長谷川： 二点ほど伺います。一点目は、小中と幼稚園と社会教育の説明でしたが、高校については、どうなっているのか。

二点目として、環境教育の学校現場における実態、実情がどうなっているのかということ、郵送によるアンケート調査の他、どういう形で把握しているのでしょうか。

小澤： それでは、まず一点目の高校についての質問について、回答をお願いします。

文科省・美濃課長補佐： 高校についての資料が添付から漏れてしまっているようですので、高校部分のものを配布させて頂いてよろしいでしょうか。

小澤： 抜けた部分をこれから配布してください。では、二点目の質問について、環境省からご説明頂けますか。

長谷川： いえ、資料5-1のアンケートについては分かります。私が伺いたいのは、文部科学省が期待しているような環境教育が、学校現場でどの程度実施されているのかということです。たとえば、年間何時間くらい各学校で実施しているのか、環境教育の実施の実情のようなものをどういう形で把握しておられるのかを教えてください。

文科省・美濃課長補佐： 環境教育の指導内容が各教科の中に溶け込んでいるというのはご説明した通りです。また、教育課程の実施状況の調査は、確かに文部科学省でも実施しておりますが、環境教育をどの位の時間行ったかという調査は実施しておりませんので、そのようなデータをお示しするのは難しい状況です。

長谷川： 具体的な実施状況について、文部科学省は把握していないと考えてよろしいのでしょうか。

文科省・美濃課長補佐： 学習指導要領に定めてあるところはしっかりと実施頂くことになっていきますので、我々としては、実施されていると考えております。

長谷川： 私、宮城県において、みやぎ・環境と暮らしネットワーク(MELON)や温暖化防止活動を通じて、小学校、中学校、高校、幼稚園等のいろいろな取組に関する情報を5年ほど集めてきました。その結果として感じたことですが、指導要領は、それぞれの学校で一定程度は実施されているものの、非常に熱心にやっている方というのは、宮城県では、幼稚園から高校までで数人だと思います。そして、その非常に熱心にやっている先生が小学校を異動してしまうと、その先生が前にいた小学校では、あまりもうやらなくなってしまい、異動先の学校でまたやられるということが見受けられます。このことから、環境教育は、何か組織的になされているというよりも、先生方

個々人の個人的な熱意でもって、非常に熱心に取り組まれるというのが実情だと思います。

また、高校では農業高校や工業高校で熱心な取組が全国的に見られることから、いわゆる実業的な高校における環境教育の可能性があるのでないかと考えています。

藤村： 最後のページで、新しい公共の実現に寄与という言葉がありますが、新しい公共というのは、どう定義をしているのでしょうか。実は、以前から新しい公共という言葉は使われており、今もよく使われておりますが、明確な定義をしているのか、お伺いします。

文科省・新木社会教育官： これまで、基本的には行政だけで実施していた事業について、財政的な問題や、NPO等が様々な専門分野で知見を有していることを踏まえ、そういった知見を有している様々な主体が事業に参加してきています。このように、様々な主体が関わりながら事業を展開していくことを、一般的には新しい公共と呼んでおります。

藤村： 今の御発言の内容は、これまで言われていた公共で、行政が担っていた部分を、他の人も担いましょうという意味だと思うのですが、環境教育のこれからの役割を考えると、たぶんこれまで言われていた公共の範囲を広げるという発想が必要なのだと思います。そこを確認させて頂きたかったものです。

神部： 指導要領の中には、「身近さ」、「身近な教育」、「身近な環境」という言葉がたくさん出てきます。この「身近さ」というキーワードを、環境教育の中でぜひ大切にしていきたいと思います。その際、地域と学校の連携や協働はやはり欠かせないと思います。しかし、アンケート8ページの、学校における連携の実施状況を見ますと、私がイメージしている以上に地域や社会との連携が行われていないことがわかりました。私は社会教育の専門家ですので、社会教育の立場としては、これから学校と地域との協働の取組をより充実して頂きたいと考えております。子供たちに対して行う環境教育では、環境について多くの知識を伝えることよりも、より具体的な課題、特に出来る限り身近な課題を体験的に実感し、そうした経験を重ねていく中で、多様な環境を理解していくことを重視していかなければならないと考えています。そもそも実感を伴わない学びというのは、私の経験から言っても、なかなか具体的な行動に結びつくものではないと思います。環境に関わるいろんな学びが実際の行動に結びついていくその第一歩として、私は、みんなが地域に対して愛着を持つことがとても大切だと思います。地域に対して、自分の住んでいる場所に対して、愛着を持つからこそ地域に対する関心が高まり、関心が高まるからこそ、地域をなんとか守りたい、何とか自分たちの手で豊かにしたい、という意識が生まれてくるのであり、その意識の高まりが、やがていろいろな環境問題に対する具体的な行動へと結びついていくのだと考えています。ですから、子供と地域の人たちが、身近な地域の課題というものを学び合う中で、互いの交流や絆を深めながら、共に地域づくりに取り組み、その中で環境について考え、実践をしていく。そういう機会を、学校教育の場からも積極的に地域に働きかけて、取り入れて頂きたいと思っております。

小澤： 末吉先生、そのあたりのことについては、小中学校は割と地域に開かれて実践しているかと思いますが、いかがでしょうか。

末吉： 連携活動は、やっている学校とやっていない学校の格差があります。やっているところは、古くから伝統的に地域密着型でやっているし、都市部分や、中心部分のあまり地域性がない学校とは、ものすごく格差があると思います。そのことから、小中学校環境教育研究会における勉強会では、ESD を核としながら、地域との関わり、地域と NPO との関わりを拡げていくように言っているところです。

また、先ほど長谷川委員さんからありました、環境教育の実施状況はどうかということについては、2月に教育課程の編成の届出をしております。総合的な学習の時間が、環境学習の一番やりやすい時間になるのですが、総合的な学習の時間は、3～6年生で70時間です。しかし、その70時間の中の内容が、福祉、環境、情報、国際とあり、その中で、環境は是非とも最低何時間やりなさいという足かせはありません。ですから、学校や地域の状況によって、環境教育が熱心にされているところと、されていないところがございます。それが現状です。是非とも環境教育を促進していくためには、最低この程度の時間は環境学習に割いてほしいという、そういった規定があれば、教育課程の届出の時に、教育委員会が、どれだけの環境教育の内容をこなさいというチェックが出来ると思うのです。

また、各教科の中で環境教育をやることについて、教科のねらいとは別に環境のねらいがあります。そして、先生自身が、環境をやっているのか例えば社会科をやっているのか分からなくなってくるがあるので、社会科の中で、こういう環境学習をしてほしいというような具体的なサンプルがあるのであれば、特に若手の教員が、具体的な事例を通して学んでいけるのではないかと思います。

環境を中心にやっている学校というと、先ほど長谷川委員が言われたように、地域に里山があったり、伝統的にそういった地域のつながりがあるようなところは、総合的な学習の中で環境を中心にやっています。でも、都心部の学校は、薄くなっている傾向があると思います。

小澤： 地域とふれあっている学校、開かれている学校は割と身近な課題から追求していくことがあると思うのですが、都心部の学校では、環境問題を教える傾向にあります。そうすると、今の若い人の感覚では、それは大人の責任だということにもなりかねません。自分の問題としてどう受け止めていくかということが大事なのですが、一点、このアンケートで疑問に思いましたのは、調査対象が NPO 等となっているのですが、これは NPO でないと回答出来ないのか、地域で関わっている人も回答出来るのかわからないところがありました。

武田(東京海上日動リスクコンサルティング(株))： アンケートを実施いたしました私から回答させていただきます。NPO 等と表記させて頂いた理由としましては、おっしゃるとおり、NPO だけではないというところがあり、資料5-1の1枚目に書かせて頂いているとおり、元のリストが環境省の「環境らしんばん」というところに登録されている団体ですが、広く NPO だけではなく、社団法人、また公益社団法人等が対象となっています。リストの中にあるものとしては、NPO に限定せず広

く取らせて頂いておりますが、地域で実際に活動している方がリストにすべて含まれているかという点、そうではありませんので、その元のリストのところでも若干課題があったのかと思います。

小澤： 分かりました。注意して見ないといけないということですね。それでは、こういったところから地域の環境カウンセラーは、入っていないわけですね。それも義務教育と高等学校教育では、少しニュアンスが違ってくると思います。私の感覚でも、総合的な学習の時間の事例を文科省の会議で伺っていると、キャリア教育の一環として、いわゆる就職活動や将来の進学に結びつくような時間にも使っているところがあります。教科と連携がどう進められているかというところは、なかなかデータとしては出てこないところがあるのかなと思います。

ただ、5-1の8ページにある、各組織と連携を行って良かった点を聞く質問で、学びの質が高くなったという回答が多かったことは、とても大事なことだろうと思います。環境は教科書で学ぶだけではないと言えるかもしれませんが、教科書に載っていないと、学ぶきっかけにもならないことなので、やはり両方必要だということを示していると思います。

倉島： 新学習指導要領においては、体験学習の充実が一つの柱になっており、このことについては大変素晴らしいと思います。たとえば、体験活動においては3泊4日以上が望ましいとされている点について、私もそう思います。ただ、私は中学校の教員ですが、そういったものを学校の教育活動の中に盛り込むことは非常に厳しいという現状もあります。こういった素晴らしい提案を出す以上、3泊4日というのは、どういった時間として見いだすことを文部科学省としては想定しているのですか。そういったことが具体的に示されないために、現場では時間を見いだすことになり苦労しています。その辺を教えてくださいたいと思います。

文科省・鈴木生徒指導調査官： 確かに、新しい学習指導要領では、授業時間数が増えております。そのため、各々の教科に割く時間も短くなっています。新学習指導要領が導入されてから体験活動に要する時間、自然体験活動に要する時間が少しずつ短くなっているというデータが出ており、現場の先生にランダムにインタビューしますと、やはり教育課程編成の中でどうしても他の教科とのやりくりが難しくなってしまうというところはあると思います。

3泊4日の根拠については、資料3-6で説明させて頂きましたが、特に自然体験活動が、長時間体験活動を行えば行うほど効果があるということが、我々の体験活動の専門家会議で、各学校に対するインタビューを行った際に結果が出ています。1泊2日より2泊3日、3泊4日、より長い期間の方が、各児童、生徒が役割を与えられると、たとえば規範意識が伸びてゆく、それから、挨拶、コミュニケーション能力が高まるという結果が出ましたので、なるべく長時間の自然体験活動に接して頂きたいという旨を持って設置された事業でございます。確かに、現行新学習指導要領の中では難しいとは思っておりますが、なるべく自然体験活動を進めていきたいと我々は思っております。

倉島： つまり、文科省としては、こういったところから体験活動の時間を増やすことが出来るというものがないということでしょうか。

文科省・鈴木生徒指導調査官： これは各学校の教育課程編成というものがありますので、たとえば、数学の時間から削ってくるのか、そういうことは、言えないと思っております。

倉島： トータルの枠がある以上、入らないものは入りません。ですから、自然体験活動の充実が必要だというなら、こういう時間の組み方で生み出すことが出来るというところまで明示をして頂かないと、体験活動の充実、充実といっても、現場が苦しくなるばかりです。環境教育の充実といった時に、どの学校でも体験活動をして環境教育をやってほしいということなのか、それとも、キャリア教育、環境教育、防災教育、金銭教育などいろいろある中で、学校が自分たちの実情、地域の特性等に応じて、学校づくりとして選んでいくということであれば、環境教育をやるかどうかは学校の主体性の問題であって、環境教育の実施率が低いからといって文句は言えません。文科省としては、いろいろな教育の実施を言われておりますが、その中の優先順位をつけて言って頂けると一番いいですし、それらについてのお考えを示して頂けると私たち学校側もずいぶん取組み易くなると思います。

文科省・美濃課長補佐： どのように時間を捻出するか、どのような場所でやるか、また、それににかかる予算的なものはどうするかなど、いろいろな制約はあると思います。私共としては、こういうふうによくやっている事例があると、出来ればいろんな場で発信していきたいと思っております。そのため、これをやるためにこれを削りなさいというのは、先生がおっしゃるように難しいものがありますし、その学校、地域の特性に応じて、どこに重点を置くのかというところは、ある程度お考え頂く必要があると思っております。文部科学省としては、やはり上手く実施している例を積極的にお知らせしていきたいと考えております。

小澤： カリキュラム編成権の主体は学校にあります。勘違いしている方が一般には多いと思います。学習指導要領は、ミニマムスタンダードであり、環境は、いろんな要素とつながっていますので、そういったものをどのように子供たちの行動変容を促すようにカリキュラム編成していくか。学校の先生は、教員養成大学で教科別の専門性は得てくるのですが、カリキュラムデザインは、ほとんどつけてくれないので、研修が必要になります。兵庫県は、以前は5泊6日で小学校、そして中学校でトライアルウィーク、そして、今度3年生が、自然体験を年3回と入ったので、そういった事例を分析して、学校のカリキュラムとの関係がどうなっているか、どういうふうにならされているのか、少しずつ調べていって議論を深めていければいいかと思っております。

藤村： 最初にこの法律をつくって欲しいとお願いした時は、やる人はやるけどやらない人はやらないという状況だったので、すべての学校で環境教育ができるようにするため、法律を作ってくださいとお願いしました。

また、最初の基本計画を作っている時も、環境は、いくつかの柱の中の一つの柱ではなくて横断的なものですから、そのように考えて下さいということもお願いしたのですが、結局、いくつかの柱の中の一つとして扱われ、環境、福祉などといった縦割りがまだまだ続いていると実感し

ています。法律でも教科でもそういう横断的な考え方がなかなか出来ないとすれば、あとは教員の資質を変えるしかないと思います。先生が広い視点で横断的に環境というものを捉えていれば、給食の時間、掃除の時間、遊びの時間といつでも環境教育は出来ると私は思っているのですが、そういう先生がまだまだ育っていません。今回の法律でも教材を作るというのがありますが、それだけでは不十分です。既に現場にでている先生の研修とか、教員養成課程での必須化とか、そういうことは出来ないものでしょうか。

小澤： 環境という要素は、いろいろなものとの相互関連で成り立っていますが、教科を作ると現実に誰が担当するのかという問題もできます。また、社会科や家庭科でも行われるプロブレムとしての環境ではなく、イシューとしての環境を考えると、環境を教科として立てた時に本当にやれるかという問題がでてくるのではないのでしょうか。

藤村： 教科として立てるか立てないについて、私は環境科を作った方がいいと思っていますが、小澤先生は、総合的におっしゃっています。その是非についてはここでは議論しませんが、要は、環境が総合的にいろいろな事に関わるというスタンスでの教員研修というか、教員養成課程でのカリキュラム等を通じて、環境と言う視点で全ての教科を上手くつないでいけば出来るという先生が増えない限りは、本当にすべての学校で、広い視野での環境教育というのは進まないと思っています。文科省としてはいかがでしょうか。

文科省・美濃課長補佐： おっしゃるとおりだと思います。ご意見はまた教員養成の担当へもお伝えしておきたいと思っております。

(文科省・美濃課長補佐より、高等学校における環境教育に関する資料の説明)

小澤： 詰め込みすぎたところもあると感じますが、環境教育の質も含め、葉っぱをつけるような金銭教育とか、何々教育とか、いろいろな教育をやるのが本当いいのかどうかという考えもあります。多分、これ以上学校現場に下りていったら学校現場はパンクするのではないかと思います。

私は、土の中の見えない根っこの部分を強くする教育の方が大事だと思っています。教科の先生も、学校の特別活動も、それから道徳も全部からまってくるわけですが、その辺の学び方、教え方のところも学校の議論の底にはあるのだらうと思いつつ伺っておりますが、そういう叡智をどのように獲得していくか、特にこの 3.11 以降、日本が自然とどう共存、共生していくか強く問われているわけですね。

ただ、今配られた高校の新しい指導要領の一番下を見て頂くと、平成 25 年度から年次進行で、ということになっています。4 月からは、中学の指導要領に基づいた教科書が採用になっているということも頭に置きながら、地域の方達にも、少し知って頂くことも必要だと思います。

長谷川： 今小澤先生が言われた、3.11 以降の状況でいいますと、環境教育はすごく総合的ですが、防災教育があまり入っていません。釜石市は、小中学校にいた子供で亡くなった方が一人も出なく

て、一方宮城県の場合は、石巻で大川小学校の悲劇が起きてしまったわけです。今まで環境教育と防災教育は、連携が薄かったわけですが、学校現場にとって自然環境の総合性、そして地域特性やその生活に密着した環境の在り方をリアリティを持って生々しく教えるという点では、防災教育と環境教育との連携ということが、3.11以降全国的に求められている事態だと思います。

小澤： 実際に幼稚園、特に保育所で毎月訓練しており、一人もお子さんが亡くなっていないところがあります。防災教育をやっていく際に、地形、地域的な特色と環境教育とをどう結びつけていくかという部分と、訓練は訓練でやっていかなければいけない、やらなければいけないという思いはあるかと思いますので、また事例の蓄積もされていくのではないかと思います。

～休息（10分）～

●主務省令

小澤： 学校の環境教育につきましては、17日までにご意見をお送りいただき、書きぶりを見ながら対応していくという形に致しまして、議事の二番目、主務省令の制定改正の方向性について議論を進めていきたいと思っております。

まず、改正の方向性について事務局から説明をお願い致します。

(環境省・井上室長補佐より資料説明)

小澤： 論点について話していただきましたが、議論していただければと思います。

岡島： 二点ありまして、人材認定それから3番の体験の機会の場の認定につきましてはすでに他省庁でもかなりやっているものがあると思っておりますので、その辺の整合性をとっていただきたい。特に自然体験の場には、今日文科省から説明のあった5-4、5-5あたりにもかなり踏み込んだ形で実践されているわけです。今、独立行政法人青少年教育振興等の文科省の機関と民間の280団体が集まった機関と合同で新しいものを設置しておりまして、この4月から動き出すことになっております。

こちらの方は具体的にいろいろなカリキュラムもすべて決まっており、実際的にもう動いているものですので、上手く連携を取っていただくようお願いしたい。場についても、国公立の自然体験施設もあれば、私どもで調査しただけでも3700の民間の自然体験施設があって、お客さんからお金をいただいてやっているという現実もありますので、その辺のところをうまく整合性をとっていただきたい。

それから、「民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大」についての省令では、今まで安かろう、悪かろう、といったものが横行しているため、入札は非常にいいとは思っていますが、また別の弊害があったわけで、ここにあるような規程を設けていただければ非常にありがたい。「協定制度」の省令は、新しい公共の具体的な事例だと思いますが、うまくいけば、いろんな省庁に波及していくような話になろうかと思います。質問ですが、協働でこういう事業をやりたいと申

請してきて、役所でいいのではないかなったとき、その予算的なものはどういうところで担保していくのでしょうか。なんらかの担保がない限りは、予算がないから出来ないということになるので、そのところはどうかやって切り抜けていくのかと。例えば環境省ではどうでしょうか。

環境省・井上室長補佐： 最後のご質問についてですが、岡島先生もおっしゃっていましたが、予算が全て必要な申出ばかりではないということも考えておまして、例えば今環境省ではエコファースト協定制度がございすけれども、そういったものの裏付けとしての21条の4という面もございす。エコファースト制度については、国が先進的・率先的な取組をする民間事業者と協定で結んでそれを広く公表すると言ったものでございす。そういったお金のかからない連携をする方法もございす。そういったところも前提にしつつ、お金のかかるところにつきましては、私共の既存の予算の中でどう連携していけるかというところを、各地方自治体、各省庁で判断していくということなのかと思っております。ただ予算編成にあたって、将来的な予算についてご相談する時に一緒に考えていくのは可能だと思いますので、そういったところで担保できればと思っております。

長谷川： 質問ですが、2ページの技術的能力に関する指定基準で、個人の場合は3年以上ということですが、2年以上でなく3年以上となっている根拠はなんでしょうか。

環境省・井上室長補佐： 明確に3年以上でなければ駄目だというのは申し上げにくいのですが、現在の人材認定等事業登録制度の中では3年となっていることから、それとの整合性をもたせたいと考えているところでございす。

長谷川： クオリティを確保するという観点からは、3年が望ましいとは思いますが、ただ若い人にとっては2年なのか3年なのか結構意味があると思います。例えば、大学との関係では、修士課程でインターン的に係わってという人を考えると、修士課程は2年ですし、学部の段階でも、インターン的に係わってとなると3年というのは、大学にとってはハードルが高くて、2年だとその卒業生を送り出すときに、修士でインターン的にそれに従事した人を「指定基準をクリアする人ですよ」という形で送り出せるので、大学にとって2年はメリットがあるかなと思います。

小澤： そういった発想もあるわけですね。

藤村： 私は、当然3年以上必要だろうと思っております。私どもも大学の修士ですとかインターン生を受け入れておりますが、とても指導ができるとは思えませんので、それくらいの実績などを積むことは必要だと思います。

質問ですが、5ページの教材等のところで、先程営利を目的にという話があったのですが、私のNPOのことを考えたとき、教材は売れないのかと。営利か営利でないの区分は適正な価格であれば営利でないか読んでいいのか。

それから7ページのところで、効果的であるものを書いてあるのですが、これは誰が効果的で

あるかどうかというのを評価するのか教えてください。

あとは、11 ページの「参入の機会の増大」ですが、下から2行目「事業の継続性その他の要素を適切に評価できる」とありますが、この適切に評価できる評価書を作るのかどうかを聞きたいと思います。また、それに絡んで、現状の問題ですが、入札や随意契約ということがありまして、現状では公表があつてから、締め切りまでの期間が非常に短くて、既にどこかが案を持ってきて、一応入札にしようとして受け取られかねないような、短い期間しか設定されていないと感じますが、どうお考えですか。

環境省・井上室長補佐：一つ目のご質問なのですが、営利でないこと、の定義ですが、今の運用では事業の収支がトントンになっているかどうかで見ております。収支予算書を見て、それが利潤を得ていないかどうか、収入と支出がバランスしているかを見て、営利かどうか判断しているところです。

藤村：収支トントンというのは、よくいわれますが、NPO の場合、人件費は全く含まれないで収支トントンで見られてしまい、それだと NPO はやっていけないです。収支トントンというのは人件費を含んでもいいという考えでいいのですか。

環境省・増井室長補佐：当然人件費を含んでもかまいません。

藤村：はい、わかりました。

環境省・井上室長補佐：二点目の効果的なものというところにつきましては、線引きが難しいと思っています。どれだけ Co2 が削減されるのかという量だけで、定量的に線を引くのは無理だと思っておりますが、効果がおよそ無いと思われるものもあると予想されますので、通例で合理的に考えて、効果が無いだろうというものはじくことを念頭に入れて、各行政庁の判断になると思います。

藤村：定量的のみならず定性的なところも必ず評価に含まれるということによろしいですか。

環境省・井上室長補佐：はい、そこも含めての基準です。三つ目の質問の適切に評価できる取組について、評価書はこれから作られるのかというところですが、実際に各契約の内容に従ってどういったところで評価すべきか、事業毎に作っております。今回多様な考慮要素が入りましたので、それを踏まえ、契約毎に作っていくこととなります。そして、公示から締め切りまでがとても短いという点につきましては、ご指摘は予算担当として共有したいと思っております。

環境省・河本室長：予算関係は、会計令で10日以上は日数を取るようになっております。公示から締め切りまでの日数が短いというのは、排除するような傾向と見られることですので、極力そういうことはなくすように指導を我々も受けておりますし、気をつけてやっていきたいと思っております。

川嶋： 主務省令に書いてある指定制度、登録制度、認定制度について、指定、登録、認定をされると何がいかということ書かれるのですか。要は、これは、お墨つきですから、お墨つきがあれば、広く社会に大丈夫だろうと言われるという感じなのか知りたいのですが。

環境省・井上室長補佐： おっしゃるようにお墨つきというところは非常に大きいと思っております。例えば、学校といったところは、安全な体験の機会の場合なのかということ、意見交換会でも非常に多く意見が出されたところ。しっかりとやっているところだという認定がされれば、そこ信頼性を持って連携をしようという声も上がってくる、ということで、ここに挙げたような基準を満たしているということでもって、信頼性が高まって連携が高まること目指しています。

川嶋： これは詰めていくと認定の基準も本当に難しいと思うのです。場・人・事業にしても、ここで書いていることは最低保証みたいなものだと思います。ここはいいよっていう指定、登録、認定は難しく、ここは悪くはないよっていうことしか、ここではできないと思うのです。本当に確かな場・人・事業を認めようとする誰がどのような基準で判断するか非常に難しくなると思います。高いレベルです、低いレベルです、とは書けないですね。でも人によっては高いレベルだと理解する人もいます。お墨つきというのは、イメージとして高いレベルですが、実際にやることは、低いレベルのものだったりするので、その辺りが非常に難しいなと思っています。

環境省・井上室長補佐： おっしゃるとおり、悩ましいところではありますが、最低限のラインでということ全体に通じることであります。よっぽどすぐれたところにつきましては、表彰制度などで目立たせ、皆に知らせることにしたいと思います。

小澤： 難しい部分ですね。前の法律の時に登録された 38 箇所は、登録されてお仕事が増えたのでしょうか。

川嶋： うち登録させていただいていますが、アンケートをとっていないので、わかりません。営利企業のところで、営利企業であっても非常に良い教材を作るところはあります。それから株式会社という法人格を持っていたら営利団体なのか、これも難しく、逆に言えば NPO であれば営利でないのか。環境教育をやっている若い人たちでつくる団体が NPO にするか、株式会社にするか悩んだ結果、株式会社でやっている人たちがいます。彼らは営利だけ考えて公益的なことを一切考えていないのかということ全然そんなことはありません。ですから、何をもってその公益と言うか営利と言うか、少なくとも法人格で決めるのは難しい時代になってきていると思います。

小澤： 学校関係の方は、登録されているところで、学校にも来ていただくかという一つの最低レベルは保証されているという見方は可能なわけですね。

津田： 私がお聞きしたいことは、団体で申請する場合、その構成員が3年以上の者がいないといけないというところで、例えば大きな団体ですと年代層もたくさんあると思うのですが、小さな団体になると、今までやってきた人がいなくなって新しい人になっているなど、代々過去の人に受け継いでいるけれど、変わり目があると思うのです。今までの人が辞めて、その引き継ぎ期間が一年しかない場合、どうなるのか疑問がわきました。また、収支トントンところで人件費を認めていただけるのは本当にうれしくて、存続のためには人件費は必要です。例ですが、たまたま教材が売れてしまって人件費以上の収益が出てしまい、次の教材に使いたい場合、プールできるのかどうかを伺いたいと思います。

環境省・井上室長補佐： 最初のご質問は、人材認定等登録事業の今の運用では毎年状況を報告していただき、適切でなければその登録はやめることにしています。おっしゃるような引き継ぎの長さは、グレーゾーンであると思いますが、その状況に応じて柔軟に運用していきたいと思っております。

二つ目のご質問の人件費のところ、教材ですから、どれだけ売れるかというのはわからないので、人件費を大きく上回って営利をあげたという場合、次の開発のために使うなど、株主に分配するなどしなければ、営利目的とは言えないと思っております。

小澤： その時は、協定の中に教材が売れて次の開発費に充てる予定であると書き込めるのでしょうか。

環境省・増井室長補佐： 収支予算書を見て事業登録するのですが、その後で実際の事業はどうであったかといことで決算書をいただいております。それで状況を把握しております。決算書に次の開発にまわすと書いていただければ、営利を目的にしていなくてもわかりますので問題ないと思っております。

小澤： ただ、その前に税金として持っていかれるので、あまりにも利益が出ても、とんりかねません。この措置は課題ですね。人件費とともに、余剰が出てきたときに次の開発費や次の人材育成にも回したいがそれも出来ないというところは、この協定には入っていないと考えるのかなと思います。

環境省・井上室長補佐： 教材開発事業は人材認定等登録事業の登録対象ですが、人材認定等登録事業の中では協定というのは出てきませんので、他の協定制度とは線引きしたいと考えております。ただおっしゃるようなことは、事業計画書の中に書くとか、利益があった場合には、こういうふうにするといったことを計画書に書くという方法はあります。

神部： 文言関係ですが、6ページ(4)登録基準①のところ、ここに手数料と価格と費用と3つの言葉が出ており、特に教材の価格という言葉が出てきたことで、その価格と費用との関係が読みづらい気がします。教材の価格というのは単価のことであり、教材を高く売りつけることは避けようという意図はわかるのですが、その価格が当該事業の適正な実施に要する費用といったときの

費用、これはつまり年間予算が、たとえば 50 万であるとか 500 万であるとか、そういう費用だと思うのですが、ならば、「教材の単価が、実施の予算額を超えないこと」というのは一体どういうことなのだろうと思います。

また、11 ページの「参入の機会の増大」のところ、省令の文章を新たに書くと思うのですが、素案を読んでいると非常に文章がわかりづらい。二点だけお聞きしたいのが、2 の「民間団体がその専門的な知見を有していること」というのは理解できますが、その次の「地域の特性を生かす」というのは、具体的に民間団体が地域の特性を生かすことができる分野、これは一体どういうイメージを持って「地域の特性」と言っているのかをお聞きしたいと思います。また、省令の素案では、「地域の特性を勘案しながら、価格に加えて民間団体が有する専門的知見、技術的能力、実務経験・・・」となっていますが、「地域の特性」と「専門的知見」の関係について法律では「法人等は民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において」となっており、「又は」という表現が使われています。ということは、民間団体が有している「専門的な知見」は、「地域の特性」を生かすことを前提にしたものではないということです。しかし省令の素案の場合、「地域の特性を勘案しながら」という表現が使われており、ここでの「民間団体の専門的な知見」は、「地域の特性」というものを生かすことを前提にした「専門的な知見」という解釈になっているように思います。そうすると法律と省令の素案の整合性がどうなのかと思います。要は、ここは、多様な要素とは何かを省令で明確にしますということなので、「専門的な知見」と「地域の特性」は並列、たとえば価格だけじゃなくて「地域の特性」とか、民間団体が持っている「その専門性」というのを勘案した上で判断します、ということになるのではないのでしょうか。

このあたりが読んでいてわからなかったもので、この二点について教えていただけるとありがたいです。

環境省・井上室長補佐： まず後半の部分から、お答えしたいと思います。私も、この地域の特性というところをどう扱うか、悩みました。私もここに挙げられている価格以外の要素の列挙、この中にいれてみてはどうかと考えたのですが、性質が違うということに気づきました。それは、地域の特性に勘案して必要なものは、地域毎にいろんな特性がありますが、それに合わせた能力や専門的知見、地域の特性に合わせた技術的能力、地域に合わせた組織体制があるとか、そういうすべてここに挙げられている価格以外の要素にすべて地域の特性が入ってしまうのです。そこで、これは、価格以外に考慮する要素というよりは、そのそれぞれの専門的知見とか技術的能力とか経験、そういうものを評価するための勘案事項だということに気づきました。ですから、例えばこの地域的特性をどう解釈するかは、例示として、ある地域においては、高山植物の特有の地域固有の生態系があってそれを保全するためには、その高山植物を保全する知識とか経験が必要だとか、そういったシェルパとか山登りに得意な人たちを含む体制が必要だとなるのです。契約の性質にも影響してくるのですが、例えば地域にヒアリングをする時には、ある地域の言語、方言がないと心を開いてくれない、ヒアリングはできないということもあるかも知れません。そういったときには地域の言語がわかる人が組織体制にどうしても必要なもので、いろいろな要素を評価する際に勘案するものとして、契約の性質・公共サービスの性質・今申し上げましたヒアリング

の性質に地域の特性を勘案事項に入れたということでございます。すみませんこの説明で足りているかわかりませんが、説明とさせていただきます。

環境省・増井室長補佐： 一つ目の質問ですが、そもそも現在行われている認定事業又は育成事業について、当該事業に係わる手数料と書かれていますが、これは、受講料ですとか審査料とかそういったもの（収入）です。そういったものが、最後の当該事業の適正な実施に要する費用の額、この費用の額というのは、先ほどの人件費を含めましていろいろ会場費ですとか、庶務費ですとか様々な費用が要する訳です。こういったものは実際の教材費（印刷製本費）等が入る場合もございまして、そういったものも含めまして費用(支出)の額というのがかかるわけです。それからみて一人の参加費用が、不当に高額でないかとみるものであり、多額なものを排除するというところで作っているものです。それと合わせるような形で、今回新たに登録の申請に係る教材開発提供事業でも、当該事業に係わる教材価格と書いてありますが、場合によっては教材の価格以外でも、出前授業を実施する場合、それに関しては実費徴収として、教材は教材費いう形で徴収する場合もあると思います。その教材価格が、会場費や人件費から見て不当に高額でないかを避けるためです。書き方は検討したいと思いますが、教材の価格として実費程度以上のもではなく、高額なものは高額ではないかと申し上げられるもので、通常ここで落とされることはないと思っています。

小澤： 一つ目の質問のところは、実践している人は意味がわかるのではないかと思います。二つ目の質問に対する答えは高尚で、現実はその地域が全然わからない中央の人が地域に入って入札に入って来たりするのをイメージしたのです。実際に露骨な事が起こっているので、とてもすばらしいお答えだと思っていますが、そういう現実があると思っています。

藤村： 多分、震災復興のところでは、全く地域のことを知らない企業等がいきなり入っていくようなことも多いと思うので、おっしゃっていた意味はよくわかります。

さきほど質問したかったのは、法律にもここにも、協定とか協働作業の精神や本来あるべき協働の姿みたいなものは書かれていないのですが、そのベースにある精神とかルール、例えば、行政側と NPO の約束事みたいなことが、本当はベースにしっかりあって然るべきと思うのです。法律に書かれず、省令の中にも書き込めないと思うと、そういうのはどこに書かれるのですか。

環境省・井上室長補佐： おっしゃるような精神、協働はどういうものかというルール、役割分担といったものは、今回法律改正で協働取組というのが至る所に入ってきましたので、やはりしっかり書いていかないといけないという先生のご指摘はおっしゃるとおりだと思います。基本方針の中でしっかりと書かせていただきたいと思いますので、次回以降議論させていただきたい部分でございます。

小澤： 安全性の担保のところはこれでよろしいでしょうか。このところはこういう書き方で対応できるかどうか。いろいろとやってらっしゃる川嶋委員はどうでしょうか。

川嶋： この1行（9頁（1）⑤）だけでは、一言で言えばこういうことですが、何によって判断するかを何十項目出しましょう、という話になると思います。それはさっき僕が話しをしたように、きっちり詰めていくと一項目ずつその下に何十項もの基準を書いていかななくてはならないし、それを何以上だったら良いが何以下だったらだめという数値基準まで明確に書かないとできないですよ。だから、僕は、これはものすごく大変なことをやろうとしていると思うのですが、非常に漠然としていることしか書いていないものを、じゃあ何についてどうだったら講じられていると判断して、何についてそうじゃなかったら講じられていないと判断するのかということ、この先にまた書くのですか。

環境省・井上室長補佐： 省令の中では、そこまで詳しいことを書くというのは想定していませんが、もし必要ということであるならば、基本方針の中で書くかどうかというところの議論になるかと思えます。

小澤： その辺は先ほど岡島さんがおっしゃったような CONE などそういったところでどのような書きぶりを行っているかを見せていただいて、あまりマニュアル化するとマニュアルどおり動かないというのがありますので、最低限は保険に入って活動する、それぐらいしかできません。大学で学生を連れて行く時も大学に届けること、保険に入ることぐらいしか書けない。それ以上になると活動ができなくなってしまうわけなのです。

そのほかいかがでしょうか。P7⑦イ(v)批判力という文言が入っていましたが、皆さん大丈夫でしょうか。(iii)に発達段階に応じてというのも書かれてもいますが、よろしいでしょうか。また、きちんとできあがったときにまた皆さんからのご意見を伺うという形になっております。

それでは、省令案のたたき台についてご意見がありましたらまた事務局の方に出していただいて、そのほかの資料についてこれから少しご説明をお願いしたいと思います。

●アンケート報告、他資料の説明

(環境省・井上補佐より、アンケートについて説明)

藤村： このデータは、環境省の調査という形で、使ってよいのでしょうか

環境省・井上室長補佐： これは、オープンな資料でございますので、是非引用して頂ければと思います。

環境省・増井室長補佐： まだ、残りの資料がいくつかございますので、簡単にご説明させて頂きまして、ご意見を頂ければと思います。

(環境省・増井補佐より、その他資料について説明)

小澤： 場を提供されて、どうつながっていくかは、難しい課題もあります。

学校現場では環境だけに特化出来ず、どう深く浸透していくかが問われていると思います。学校では、学校の目標に基づいて校内研修という独特のカリキュラムが行われており、そこに環境教育が入るかどうかは別ですが、学校全体で先生の質を上げていこうという試みは、都道府県教育センターでも初任者研修からずっとやっております。

課題は学校、地域でもいろいろありますが、行政でも情報をいろいろ提供して、そこを一般人がつかないでいくか、あるいはつなぎ役を NPO 或いは地域の専門家の方たちがしていくことに、この法律を作って改訂していく意味があると思います。

私の司会はここで終わらせて頂きます。

(事務局より、意見書は2月17日を目途に環境省へ提出いただきたい旨発言。また、次回会議は平成24年3月9日を予定していることをご報告し、会議終了。)